

## 贈与、相続又は遺贈により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例

### 1. 贈与、相続又は遺贈により、居住者から非居住者に資産の移転があった場合の課税の原則

贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」という。）により、国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（居住者）から、居住者以外の個人（非居住者）に対し資産の移転があった場合には、①贈与等をした居住者には資産の移転に係る譲渡所得等は課税されず、②贈与等を受けた非居住者には贈与等により取得した資産に対し、贈与税又は相続税が課税されます（相続税法1条の3、1条の4、2条、2条の2）。

### 2. 譲渡所得等の課税の特例

#### (1)制度の趣旨・概要

居住者が日本からキャピタルゲイン非課税国に出国し、その後所有する有価証券等を譲渡して、日本でも出国先の国でも所得税の課税を受けないことを防ぐため、平成27年度税制改正により、国外転出（出国）時に有価証券等の譲渡があったものとする譲渡所得等の特例（新所得税法（新所法）60条の2・本誌No.580参照）が創設されました。

ただ、その特例だけでは、居住者自身は出国しないまま非居住者に有価証券等を贈与等すると、居住者の支配下にあったその含み益が、日本で課税されずに海外に持ち出される結果になります。その点で国外転出の場合と同様の経済事象が生じているにもかかわらず、所得税の課税上の取扱いが国外転出の場合と異なることになり、バランスがとれません。

このため、平成27年度税制改正により、平成27年7月1日以後、一定の要件を満たす居住者（(3)参照）の有する一定の資産（(2)参照）が、贈与等により非居住者に移転した場合は、その贈与等の時に、その資産をその時の価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして、譲渡所得等の金額を計算する特例も併せて創設されました（新所法60条の3）。

#### (2)対象となる資産（同条第1項～第3項）

- ①所得税法上の有価証券（上場又は非上場の株式、債券等をいう）、又は匿名組合契約の出資の持分
- ②決済をしていない、いわゆる信用取引又は発行日取引に係る契約
- ③決済をしていない、いわゆるデリバティブ取引に係る契約

#### (3)対象となる居住者（同条第5項）

この特例の適用対象者は、居住者のうち次の①及び②の要件を満たすものが該当します。

- ①所有する(2)の資産の贈与等の時における価額が、1億円以上であること
  - ②贈与等の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超であること
- #### (4)資産の譲渡等がなかったものとされる場合

(1)の特例の適用を受けるべき居住者から、贈与等により非居住者である受贈者、相続人又は受遺者に移転した(2)の資産のうち、次の①～③の場合の各々のものについては、(1)の特例の適用により‘あった’ものとみなされた資産の譲渡等を、‘なかった’ものとすることができます（同条第6項）。

- ①(1)の特例の適用を受けるべき居住者から、贈与等により(2)の資産の移転を受けた全ての非居住者が、贈与等を受けた日から5年を経過する日までに帰国した場合  
…その者が贈与等により取得した(2)の資産のうち、その帰国の時まで引き続き所有していたもの。
- ②(1)の贈与等に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者（以下「受贈者等」という。）が、贈与等を受けた日から5年を経過する日までに、贈与等を受けた(2)の資産を居住者に贈与した場合  
…その居住者が贈与を受けた(2)の資産。
- ③受贈者等が、その贈与等を受けた日から5年を経過する日までに死亡したことにより、その受贈者等が贈与等を受けた(2)の資産につき相続又は遺贈による移転があったときにおいて、同日までに相続又は遺贈により(2)の資産を取得した個人の全てが居住者となった場合  
…その相続又は遺贈により移転があった資産。

#### (5)譲渡等がなかったものとされる場合の手続

(1)の特例の適用を受けて、その贈与等をした年分の所得税の確定申告書を提出した者が、(4)の適用を受けたい場合は、その①～③に掲げる場合に該当した日から4ヶ月以内に、税務署長に対して、更正の請求をする必要があります（新所法153条の3第1項）。

### 3. 納税猶予

2の特例には、「国外転出する場合の譲渡所得等の特例」と同様の納税猶予制度が設けられています（新所法137条の3・本誌No.580参照）。